

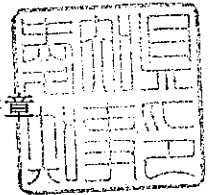
5 水大第 1069 号

令和 6 年 3 月 18 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準
の一部改正について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事
項について、貴審議会の意見を求めます。

記

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の一部
改正

担 当 環境局環境政策部水大気環境課
調整・計画グループ

電 話 052-954-6221（ダイヤルイン）

説明

伊勢湾は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域であるため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく総量削減制度の対象地域として指定されています。

令和 4（2022）年 1 月 24 日の環境大臣による総量削減基本方針の策定を受け、本県は、法第 4 条の 3 第 1 項、法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき、同年 10 月 25 日に第 9 次総量削減計画の策定及び総量規制基準の一部改正を行いました。

第 9 次総量削減計画においては、ノリ生産量やアサリ漁獲量の減少の要因の一つに冬期の栄養塩類の不足が指摘されていることを踏まえ、県管理下水処理場である矢作川浄化センター及び豊川浄化センターで、放流水中の窒素・りん濃度増加させる「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を位置づけ、実験期間である令和 4・5（2022・2023）年度に限り、当該 2 浄化センターに係る窒素・りんの総量規制基準を緩和しています。

この社会実験については、漁業関係者から継続を要望されていること等から、令和 6（2024）年度以降の継続実施を可能とするため、当該 2 浄化センターに係る窒素・りん総量規制基準の緩和延長に関する一部改正について、貴審議会の意見を求めるものです。

水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の一部改正について

1 総量削減制度の概要

- 伊勢湾（三河湾を含む。）、東京湾、瀬戸内海といった広域の閉鎖性水域は、地形的な条件から水の交換がしにくく汚濁物質が滞留しやすいうえ、後背地に人口、産業が集中し大量の汚濁物質が流入する。このため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準の規制（濃度規制）のみでは、環境基準の達成の確保が困難である。
- 総量削減制度は、閉鎖性水域の水質改善を図るため、法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚濁負荷量（COD、窒素、りん）の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。
- 5年ごとに制度の方針が見直され、現在第9次の総量削減基本方針に基づいて、各県が総量削減計画を策定し、流入負荷削減等に取り組んでいる。

2 本県における対応

- 令和4（2022）年1月24日の環境大臣による総量削減基本方針の策定を受け、同年10月25日に、第9次総量削減計画の策定及び総量規制基準の一部改正を行った。
- 第9次総量削減計画においては、伊勢湾の一部海域でノリ養殖の生産量及びアサリの漁獲量が減少しており、その要因の一つに冬期の栄養塩類の不足が指摘されていることを踏まえ、県管理下水処理場である矢作川浄化センター及び豊川浄化センターで、放流水中の窒素・りん濃度増加する「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を位置づけた。
- 実験期間である令和4・5（2022・2023）年度に限り、当該2浄化センターに係る窒素・りんの総量規制基準を緩和している。
- 令和6（2024）年度が第9次総量削減計画の目標年度であるため、削減目標量達成に支障が出ないように、実験期間を2年とした。

＜総量規制基準の緩和＞

- 【対象施設】 ・矢作川浄化センター（西尾市）
・豊川浄化センター（豊橋市）
- 【期 間】 ・令和4（2022）年11月1日
～令和5（2023）年3月31日
・令和5（2023）年9月1日
～令和6（2024）年3月31日
- 【窒素の濃度基準（C値）】 20mg/L（改正前 10mg/L）
- 【りんの濃度基準（C値）】 2mg/L（改正前 1mg/L）



3 水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験

（1）内容

- 矢作川・豊川浄化センターにおいて、緩和した濃度基準（C値）を上限値とし、放流水中の窒素・りん濃度を増加させる。
- 環境への悪影響が見られた場合の中断条件を設けて実施する。

（2）経過

ア 環境への影響

2022年度の結果では、浄化センター放流口近傍の海域の水質モニタリング地点での顕著な窒素・りん濃度の上昇や極度の赤潮の発生は確認されなかった。

イ 効果

2022年度の結果では、放流口の近くに設けた調査点でアサリ・ノリに一定の効果があつたと考えられた。

4 今後の対応

- 漁業者からは、社会実験の継続について要望されている。
- これまでの結果では、社会実験による環境への顕著な悪影響は見られず、一定の効果が確認されている。
- 令和4（2022）年度の負荷量の速報値から、社会実験を継続しても、総量削減計画における令和6（2024）年度の削減目標量を達成できる可能性が推測される。
- 以上のことを踏まえ、令和6（2024）年度以降の継続実施を可能とするため、当該2浄化センターに係る窒素・りん総量規制基準の緩和延長に関する一部改正を行う。

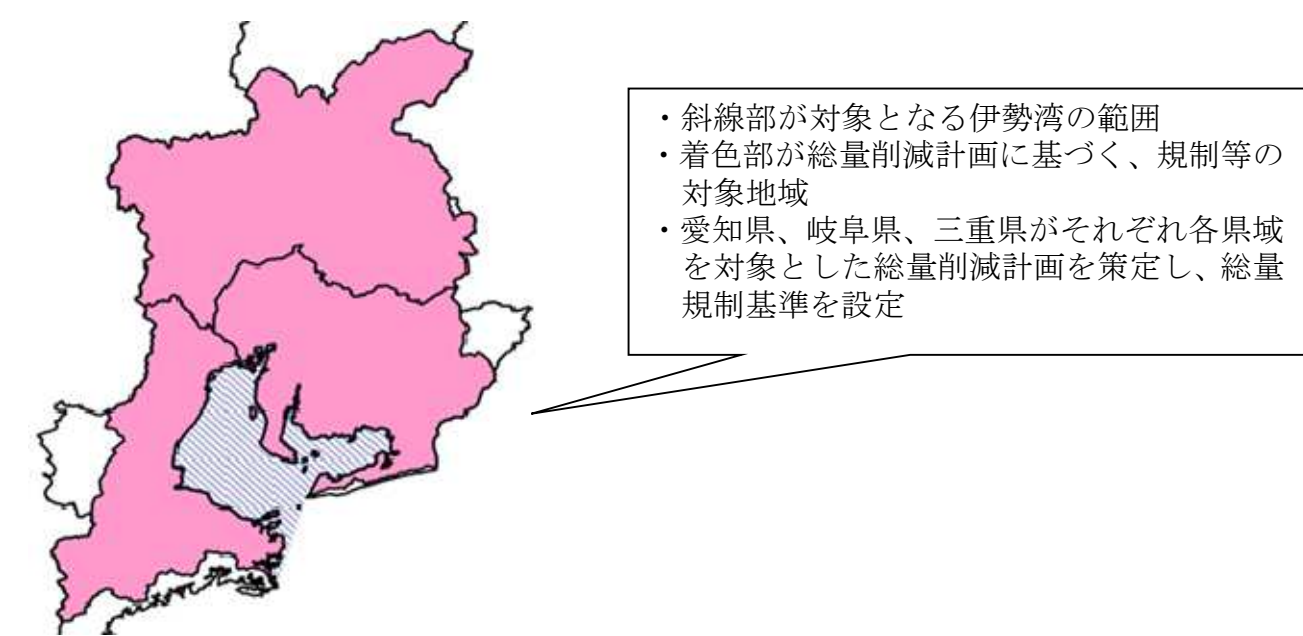
【本県の負荷量】（単位：トン/日）

	COD	窒素	りん
令和4(2022)年度 実績速報値	66	54	4.2
令和6(2024)年度 第9次削減目標量	70	55	4.4

5 必要な手続き

パブリックコメント、環境省との協議等を経て、総量規制基準の一部改正について告示する。

1 総量削減制度の対象地域等（伊勢湾）



2 総量規制の仕組み

- ・排水量 50m³/日以上 of 工場等が総量規制の対象となる。
- ・畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の区分ごとに総量規制基準の範囲を定め、県はその範囲内で総量規制基準を定めることとされている。
- ・以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される汚濁負荷量の許容限度となる。

総量規制基準値（kg/日）＝県の定める濃度基準（mg/L）×排水量（m³/日）÷1000

3 本県の汚濁負荷の削減状況

(単位：トン/日)

	当初計画策定時の 負荷量	R1(2019) 年度の 負荷量	当初計画策定時からの 削減率 (%)
COD	172 (S54(1979)年度)	73	57.6%
窒素	78 (H11(1999)年度)	56	28.2%
りん	8.7 (H11(1999)年度)	4.5	48.3%

4 第9次総量削減計画の概要

(1) 削減の目標 (単位：トン/日)

	R6(2024) 年度目標量	R1(2019) 年度実績量 (目標量)
COD	70	73 (74)
窒素	55	56 (57)
りん	4.4	4.5 (4.4)

※R1 年度の括弧内の目標量は、第8次総量削減計画における目標量

(2) 目標年度

令和6（2024）年度

(3) 汚濁負荷量の削減等に必要な主な事項

ア 汚濁負荷量の削減の方途

- ・下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・事業場に対し、総量規制基準を設定し、汚濁負荷の削減指導等を行う。
- ・環境保全型農業や、家畜排せつ物の適正管理等を推進する。

イ その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に必要な事項

- ・浚渫・覆砂等の底質改善対策を推進する。
- ・藻場・干潟の保全及び干潟・浅場の造成の推進を図る。
- ・貧酸素水塊の発生原因の一つとなる窪地の埋戻しを行う。
- ・水質改善に資する漁業活動を推進する。
(水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験含む)
- ・生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。
- ・行政、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が連携するための仕組みづくりを支援する。

水質汚濁防止法（抄）

(総量削減計画)

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2～6（略）

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

3～4（略）